

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
システム8 シングルトリガーロータリーハンドピース	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和3年8月4日	小西医療器株式会社松江営業所 松江市平成町182-32 所長 池吉 始	1,045,000	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定に基づき、随意契約とする。	
超音波断層装置 Vivid T9 保守契約	松江赤十字病院 事務部用度課 松江市母衣町200	令和3年8月26日	小西医療器株式会社松江営業所 松江市平成町182-32 所長 池吉 始	1,980,000	日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の目的又は性質が競争を許さない場合」の規定による。機器納入業者であり同社でなければ保守できない。	6年契約

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。